

令和8年3月3日

保護者の皆様へ

大阪市立桜宮小学校
校長 荒木 豊充

令和8年度就学援助の申請受付が始まりました（ご案内）

平素は、本校の教育活動の推進にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、大阪市では経済的な理由によって就学が困難と認められる子どもの保護者に対して、必要な援助を行う「就学援助制度」があり、約4人に1人の子どもがこの制度を利用しています。援助を希望される方は、1月下旬にお配りしています「令和8年度(2026年度) 就学援助制度のお知らせ」のパンフレットをお読みいただき、申請書類の提出をお願いします。

なお、現在(令和7年度)認定を受けている方も、申請理由にあてはまる場合は毎年度申請が必要ですので、申請を忘れないようにしてください。

記

制度の詳細(大阪市HP)

1 主な申請理由

- (1) 児童扶養手当の支給を受けている方
- (2) 市民税が非課税の方
- (3) 国民年金保険料を減免された方
- (4) 国民健康保険料を減免または徴収猶予された方
- (5) 生活保護を受けている方（新6年生は修学旅行費の支給がありますので、必ず申請してください）
- (6) 経済的に困っており、所得基準額以下の方（一般1または一般2で申請してください）



2 提出書類

- (1) 「令和8年度(2026年度) 就学援助申請書兼世帯状況票」
- (2) 申請に必要な証明書類

3 提出期限（早期2申請の場合）

令和8年3月12日（木）まで

※ 年度当初から制度を利用いただくための申請期限は、令和8年6月30日（火）です。

4 提出先及び提出方法

- (1) 申請書類は、児童が在学する小学校（入学する予定の中学校）まで提出してください。
※ 中学校新1年生の早期2申請は、在学する小学校への提出も可能です。
※ 桜宮小学校へ送付の場合の住所
〒534-0024 大阪市都島区東野田町1-10-19 桜宮小学校 事務室あて
- (2) 都島区内の中学校にきょうだいが在学する場合は、小学校または中学校のいずれかにまとめて提出（2校分の書類が必要となります）することができます。
- (3) 申請書類にはたいへん重要な情報が記載されています。必ず、保護者の方が持参もしくは学校へ送付いただくようお願いいたします。（郵送でご提出の場合、郵送料は保護者様でご負担ください。）

5 その他

- (1) すでに令和8年度分を申請された方は、再度の提出は不要です。
- (2) 申請手続きについて、何かご不明な点がありましたら本校の就学援助担当（電話：06-6351-1577）までお問合せください。